

## 保険料不均一賦課の見直しについての意見書

平成 26 年 8 月 7 日開催の平成 26 年度第 1 回医療制度懇話会において、保険料不均一賦課の現状と課題について事務局から示された。

実施から 6 年間が経過し、地域ごとの一人当たり医療費や保険料などの数値、公平性の確保など様々な課題が明らかになり、低所得者等を対象とした保険料軽減制度もあることから、不均一賦課実施地区の医療給付費や保険料などの実情や他の広域連合の状況を踏まえて、公平性の観点から廃止を含めた見直しを検討していきたいとの説明であった。

医療費の地域格差に係る 6 年間の国制度の経過措置が終了したこと、国においても後期高齢者医療制度の存続に伴って必要な見直しを行うとしていることから、見直しの時期としても適当であると思われ、廃止の方向で検討するという方針に賛同する意見が支配的であった。

平成 26 年 12 月 18 日開催の平成 26 年度第 2 回医療制度懇話会では、不均一賦課調査対象となる無医地区等を有する関係 8 市町の意見も紹介され、第 1 回医療制度懇話会の委員意見を踏まえた見直し内容について議論を深めた。

不均一賦課実施地区を有する地元自治体から経過措置を設ける旨の要望があり、また、第 1 回医療制度懇話会において委員から激変緩和の必要性についての意見があったため、経過措置案についても検討を行った。

経過措置案は、現在の不均一賦課実施地区に限り、平成 28・29 年度の 2 年間、現在の保険料率軽減割合の 2 分の 1 とするという内容であり、この案に各委員の賛同が得られた。

今回の不均一賦課の見直しについては、前回までの議論を踏まえ、平成 27 年度末で不均一賦課制度を廃止し、平成 28・29 年度に経過措置を設けるという提示案について妥当であるとする。

また、見直しにあたっては、不均一賦課実施地区の被保険者に対し丁寧な説明を望むものである。

平成 27 年 1 月 15 日

兵庫県後期高齢者医療制度懇話会